

特定非営利活動法人手の長いおじさんプロジェクト定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人手の長いおじさんプロジェクトという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、支援が必要な環境にいるこども・若者に、文化を通じた出会いと学びの機会を設ける活動により、関わるすべての人が未来を創造できる循環を育むことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 児童養護施設等の児童及び出身者に対する、自立を目的とした教育事業
- (2) 児童養護施設等の児童及び出身者に対する、相談、情報提供並びに交流促進事業
- (3) 児童養護施設等の児童及び出身者に対する就労支援事業
- (4) 児童養護施設等の児童及び出身者に対する物品寄付事業
- (5) 児童福祉等に関心のある企業及び団体等に対する、コンサルティング及び企画運営支援事業
- (6) 児童養護に関する調査、研究事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体であって、総会における議決権を有するもの

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援する個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、その入会を承認するものとする。~~ただし、正会員については活動への協力意欲、法人の運営への貢献などを考慮して、入会を承認するものとする。~~

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 この法人の会員の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 入会金及び会費を徴収しない。

(2) 賛助会員 理事会において別に定める賛助会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 賛助会員について、継続して1年以上賛助会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上若干名を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条** 役員は、原則として無報酬とする。ただし、役員がその職務執行に関し、特別な労務を提供した場合その他正当な理由があるときは適正な範囲内の報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために直接要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に定めるもののほか、役員報酬に関する必要な事項は理事長が、費用弁償に関する必要な事項は理事会が定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第19条** この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第20条** 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条** 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び合併
 - (3) 事業報告及び決算
 - (5) 役員の選任及び解任
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散における残余財産の帰属
 - (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条** 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、理事長または理事がこれに当たる。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席（委任状による出席を含む）をもって成立する。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、すみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、この限りでない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 理事会の決議を必要とする事項について、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。この場合においては、その旨を議事録に記載しなければならない。
- 4 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

ない。

- (1) 日時及び場所または開催方法
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

（資産の構成）

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 会 計

（会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき

は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。予算成立後に、予算の追加又は更正の必要が生じた場合は、理事会の議決を経て、これを行うことができる。ただし、予算の重要な部分を変更する場合は、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の賛成による議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定したものに譲渡するものとする。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

（細 則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	尾 見 紀佐子
副理事長	石 川 昌 浩
副理事長	梶 村 旅 人
監 事	村 上 豊 隆
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年6月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 0円

賛助会員 0円

(2) 年会費

正会員 0円

賛助会員 12,000円

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 手の長いおじさんプロジェクト

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名	（フリガナ）		報酬の有無	役職名等
		氏 名			
1	理事・ 監事	オ ミ キ サ コ		有・ 無	理事長
		尾 見 紀 佐 子			
2	理事・ 監事	イ シ カ ワ マ サ ヒ ロ		有・ 無	副理事長
		石 川 昌 浩			
3	理事・ 監事	マ ス ム ラ タ ビ ト		有・ 無	副理事長
		桒 村 旅 人			
4	理事・ 監事	ム ラ カ ミ ト ヨ タ カ		有・ 無	監事
		村 上 豊 隆			

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 手の長いおじさんプロジェクト

1 事業実施の方針

令和7年度は任意団体からの継続事業である「児童養護施設等の児童及び出身者に対する物品寄付事業」の開催を中心としながら、次年度の事業規模拡大に向けた事業を展開する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 5,055 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童養護施設等の児童及び出身者に対する物品寄付事業	工芸作家やアパレル企業より寄贈を受けた器と洋服を贈答する「うつわとお洋服のお渡し会」の開催。	2月、3月、5月	景丘の家（東京都渋谷区のコミュニティセンター）	25名	社会的養護から自立予定のこども、自立過程にある若者、母子生活支援施設で暮らす母子	250人	1,871
児童養護施設等の児童及び出身者に対する、相談、情報提供並びに交流促進事業	「うつわとお洋服のお渡し会」と連動しての参加者との交流企画（お話し会、お食事会等）。また、器や洋服に関連した参加者同士の交流を促進する企画を開催する。	年4回	景丘の家ほか	5名	社会的養護から自立予定のこども、自立過程にある若者	100人	364
児童養護施設等の児童及び出身者に対する、自立を目的とした教育事業	自分の個性や強みを知るためのマインドセット・コーチングワークショップを開催する。	年2回	景丘の家ほか	5名	社会的養護下にあるこども、自立予定のこども、自立過程にある若者	20人	1,512
児童養護施設等の児童及び出身者に対する就労支援事業	「うつわとお洋服のお渡し会」参加者や児童養護施設等との連携により就職相談に対応し、クリエイティブ職への就職希望者を募り、職業体験や就職相談を実施する。	随時	景丘の家ほか	5名	社会的養護から自立予定のこども、自立過程にある若者	50人	339
児童養護に関する調査、研究事業	「うつわとお洋服のお渡し会」時の参加者へのアンケート調査、関係施設・団体へのヒアリング含む調査を行い、今後の活動に反映するほか、結果を公開することにより、社会的養護の現状について社会からの理解向上に役立てる。	随時	景丘の家ほか	5名	社会的養護に携わる人々、関心のある人々等	不特定多数	228
児童福祉等に関心のある企業及び団体等に対する、コンサルティング及び企画運営支援事業	本活動に賛同する企業の参画を募り、研修やボランティアプログラムによる社員の意識向上に協力する	随時	提携先	5名	本活動に賛同する企業・団体	20人	741

特定

令和8年度

事業計画書

非営利活動法人 手の長いおじさんプロジェクト

1 事業実施の方針

令和8年度は「児童養護施設等の児童及び出身者に対する物品寄付事業」の規模と関連事業を拡大し、前年のリサーチ事業を受け、自己を知るための講座や職場見学など、社会的養護下にいる段階からの自立支援、また企業との連携事業を本格的に始動する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 10,746 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
児童養護施設等の児童及び出身者に対する物品寄付事業	工芸作家やアパレル企業より寄贈を受けた器と洋服を贈答する「うつわとお洋服のお渡し会」の開催。	年3回	景丘の家（東京都渋谷区のコミュニティセンター）	30名	社会的養護から自立予定のこども、自立過程にある若者、母子生活支援施設で暮らす母子	300人	2,610
児童養護施設等の児童及び出身者に対する、相談情報提供並びに交流促進事業	「うつわとお洋服のお渡し会」と同時開催の、参加者との交流企画（お話し会、お食事会等）。また、開催後、器や洋服に関連した参加者同士の交流を促進する企画を開催する。	年5回	景丘の家ほか	5名	社会的養護から自立予定のこども、自立過程にある若者	125人	1,055
児童養護施設等の児童及び出身者に対する、自立を目的とした教育事業	自分の個性や強みを知るためのマイソッドセット・コーチングワークショップを開催する。	年6回	景丘の家ほか	5名	社会的養護から自立予定のこども、自立過程にある若者	60人	2,830
児童養護施設等の児童及び出身者に対する就労支援事業	「うつわとお洋服のお渡し会」参加者や児童養護施設等との連携により、クリエイティブ職への就職希望者を募り、職業体験や就職相談を実施する。	随時	景丘の家ほか	5名	社会的養護から自立予定のこども、自立過程にある若者	100人	1,000
児童養護に関する調査、研究事業	「うつわとお洋服のお渡し会」時の参加者へのアンケート調査、関係施設・団体へのヒアリング含む調査を行い、今後の活動に反映するほか、結果を公開することにより、社会的養護の現状について社会からの理解向上に役立てる。	随時	景丘の家ほか	5名	社会的養護に携わる人々、関心のある人々等	不特定多数	500
児童福祉等に関心のある企業及び団体等に対する、コンサルティング及び企画運営支援事業	本活動に賛同する企業の参画を募り、研修やボランティアプログラムによる社員の意識向上に協力する	随時	提携先	5名	本活動に賛同する企業・団体	20人×5	2,751

R7年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人の長いおじさんプロジェクト

（単位：円）

科 目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益		
1 受取会費		200,000
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	200,000	
2 受取寄附金		3,800,000
受取寄附金	3,800,000	
施設等受入評価益		
3 受取助成金等		1,000,000
受取助成金	1,000,000	
4 事業収益		1,000,000
児童福祉等に関心のある企業及び団体等に対する、コンサルティング及び企画運営支援事業	1,000,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経 常 収 益 計		6,000,000
【B】 経 常 費 用		
1 事業費		
(1) 人件費		2,700,000
給与手当	2,250,000	
福利厚生費	450,000	
(2) その他経費		2,355,000
業務委託費	150,000	
広告宣伝費	600,000	
諸謝金	200,000	
印刷製本費	150,000	
会議費	100,000	
旅費交通費	260,000	
通信運搬費	225,000	
消耗品費	210,000	
地代家賃	180,000	
水道光熱費	6,000	
賃借料	25,000	
研修費	100,000	
新聞図書費	30,000	
保険料	19,000	
雑費	100,000	
事業費計		5,055,000
2 管理費		
(1) 人件費		300,000
給与手当	250,000	
福利厚生費	50,000	
(2) その他経費		641,000
広告宣伝費	200,000	
印刷製本費	30,000	
会議費	50,000	
旅費交通費	30,000	
通信運搬費	30,000	
消耗品費	40,000	
地代家賃	45,000	
水道光熱費	1,000	
支払手数料	165,000	
雑費	50,000	
管理費計		941,000
経 常 費 用 計		5,996,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		4,000
【C】 経 常 外 収 益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経 常 外 収 益 計		0
【D】 経 常 外 費 用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経 常 外 費 用 計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		4,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
設立時繰越正味財産額・・・⑤		435,537
次期繰越正味財産額③-④+⑤		369,537

R8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 手の長いおじさんプロジェクト

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
(A) 経常収益		
1 受取会費		600,000
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	600,000	
2 受取寄附金		7,000,000
受取寄附金	7,000,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		2,000,000
受取助成金	2,000,000	
4 事業収益		3,000,000
児童福祉等に関心のある企業及び団体等に対する、コンサルティング及び企画運営支援事業	3,000,000	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		12,600,000
(B) 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		6,480,000
給料手当	5,400,000	
福利厚生費	1,080,000	
(2) その他経費		4,266,000
業務委託費	200,000	
広告宣伝費	286,000	
諸謝金	600,000	
印刷製本費	183,000	
会議費	100,000	
旅費交通費	380,000	
通信運搬費	568,000	
消耗品費	700,000	
減価償却費	25,000	
地代家賃	432,000	
水道光熱費	16,000	
賃借料	147,000	
研修費	100,000	
新聞図書費	50,000	
支払手数料	336,000	
保険料	43,000	
雑費	100,000	
事業費計		10,746,000
2 管理費		
(1) 人件費		720,000
給与手当	600,000	
福利厚生費	120,000	
(2) その他経費		969,000
広告宣伝費	54,000	
印刷製本費	53,600	
会議費	50,000	
旅費交通費	30,000	
通信運搬費	51,800	
消耗品費	45,000	
地代家賃	108,000	
水道光熱費	4,000	
賃借料	9,600	
支払手数料	459,000	
保険料	4,000	
雑費	100,000	
管理費計		1,689,000
経常費用計		12,435,000
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①		165,000
(C) 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
(D) 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③		165,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④		70,000
前年度繰越正味財産額 . . . ⑤		369,537
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		464,537

特定非営利活動法人手の長いおじさんプロジェクト 設立趣旨書

現在、日本全国において、家庭での虐待、保護者の精神疾患、ネグレクト、貧困等の様々な事情により、家庭での養育が困難となった子どもたちが、児童養護施設や里親家庭等の「社会的養護」のもとで生活しており、その数は約4万2千人にのぼります。こうした子どもたちの多くは、18歳を迎えると社会的養護の対象外となり、経済的・心理的に不安定な状況で自立を余儀なくされています。彼らは「ケアリーバー」と呼ばれ、社会に出た後も多くの困難を抱える現実があります。

ケアリーバーは、経済的制約や将来を検討する時期の支援不足により、進学や就職において本来の希望や自己実現の機会が制限され、就業後は、離職率の高さ、住居の不安定、経済的困窮などの課題に直面しています。また、年齢を重ねるにつれ、かつて支援を受けていた施設や里親への相談がしづらくなる傾向にあります。こうした課題の解決には、制度上の支援だけでは十分とは言えず、心理的なケアを含めた継続的かつ多面的な支援が必要とされています。

私たちは、すべての子どもや若者が、特別視されることなく、個々の可能性を自由に発揮し、自分らしく生きていける社会の実現を目指しています。そのためには、社会的養護下の子どもたちやケアリーバーに対して、社会全体が寄り添い、継続して伴走する支援体制の構築が不可欠です。

「手の長いおじさんプロジェクト」は、ガラス作家・[REDACTED]が各地の工芸作家に呼びかけ、東日本大震災の被災地の子どもたちへ、わずかな傷などにより商品にはならない「ハネモン」と呼ばれる器を贈る活動として発足しました。その後、活動の対象を社会的養護下の子ども・若者へと広げ、「うつわとお洋服のお渡し会」を計9回開催。工芸作家・アパレル企業などから寄せられた3千点近くの寄贈品を、約350名の若者および45カ所以上の施設・団体へ届けてきました。これらの活動を通じて、単なる物資支援にとどまらず、若者たちの心の支えとなるような出会いと交流を生み出すことを目指してきました。

社会的養護下の子どもたちやケアリーバーを取り巻く課題に対して、より多角的かつ継続的な支援を実施するためには、活動基盤の安定化と社会的信用の向上が必要です。これまでは有志による任意団体として活動してまいりましたが、今後は支援対象を施設入所中の子どもたちにも拡大し、進学・就労支援を含めた幅広い巣立ち支援を展開する予定です。そのため、多分野の専門家との連携を図りつつ、継続的かつ包括的な支援体制の構築を目指します。

また、安定的な運営のために寄付受け入れ体制を整備し、透明性のある組織運営を行うべく、特定非営利活動法人としての法人格を取得することといたしました。法人の運営にあたっては、NPO法人制度に基づき、定期的な総会の実施や法令等で定められた書類の作成・提出、一般市民への情報公開などを適切に行うことで、公益性・信頼性の高い運営を行ってまいります。

今後は、行政や民間団体、企業、専門家等との連携を強化しながら、「作り手」「配り手」「使い手」の手と手のつながりを一層広げ、社会的養護下で育つ子ども・若者が、自らの未来に希望を持ち、自分らしい人生を軽やかに歩んでいける社会の実現を目指して活動を推進してまいります。

申請に至るまでの経過

平成23年 「手の長いおじさんプロジェクト」発足

令和3年3月 第1回「うつわとお洋服のお渡し会」開催

令和7年5月 「特定非営利活動法人手の長いおじさんプロジェクト」の設立を有志で確認

令和7年7月 「特定非営利活動法人手の長いおじさんプロジェクト」設立総会開催

令和7年 7月 20日

設立代表者 氏名 尾見紀佐子